

1 教育目標

(1) 学校教育目標 「生きる力を育み、自立した生徒の育成」

(2) 部活動の意義

部活動は、生徒にスポーツや音楽等に親しませながら、自主自立的な運営を行わせることで、生徒の主体性や協調性、異学年交流、粘り強く取り組む態度などを育成し、本校が目指す生徒像の育成に資するものである。

2 部活動活動方針

(1) 基本方針

①部活動は学校教育の一環として実施し、教育課程との関連を図る。

②勝敗や結果のみにこだわることなく、部活動の意義を正しく理解し、練習の過程を大切にする。

③バランスのとれた心身の健全な成長のため、また、充実した学校生活や家庭生活を送ることができるよう、適切な休養日、活動時間を設定する。

(2) ねらい

生徒の自主自立に向けて、次のようなよりよい生活習慣を確立する。

①健康面での基本的な生活習慣づくり

②生活的自立のための習慣づくり

③精神的自立のための、明るく充実した学校生活、家庭生活の展開

④喜びと生きがいの場づくり

(3) 入部について

①任意入部とする。

②転部の可否については本人の状況、理由等を考慮し、担任又は部活動顧問が保護者と連絡をとりながら、本人とよく相談して慎重に判断する。

③1年生については、正式入部日を設定する。それまでを部活動見学や仮入部の期間とする。入部申込書は、正式入部日に提出する。

3 本年度の部活動

(1) 設置部活動

①運動部：バスケットボール部（男子）、卓球部（男女）、体操部（男女）

②文化部：吹奏楽部（男女）

(2) 活動時間・休養日について

①活動時間

★部活動終了時刻

	部活動終了時刻
夏時間 (4月8日～11月1日) (3月11日～3月19日)	18:00 (終礼完了18:10)
冬時間 (11月5日～3月7日)	17:20 (終礼完了17:30)

- ア 活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。
- イ 部活動終了後は片付け等を行い、部終礼を行って速やかに下校させる。
- ウ 職員が練習につけない場合、活動はしない。
- エ 休日の活動時間は、長くとも3時間程度とする。ただし、練習試合、大会等で長時間にわたる活動を計画する場合は、校長の許可を得る。

②休養日等について

生徒の健康・体力面、学習面等を考慮することはもちろんのこと、職員の「勤務の適正化」の観点から、「浜田中学校部活動ガイドライン」に従い、各部とも次のように休養日等を設けることとする。

- ア 学期中は、週当たり平日は1日以上、週休日（土曜・日曜）のうちいずれか1日は休養日とする。ただし、各部の実態や大会前等の理由で週休日に両日とも部活動を行った場合は、大会後等に適切に休養日を設定する。
- イ すべての部活動が年間で100日以上休養日を設定する。その際、次の期間を考慮する。
 - (ア) 職員会議の日には部活動は行わない。
 - (イ) 毎月第3日曜日は「しまね家庭の日」で部活動は行わない。
 - (ウ) 定期テスト前は「部活動休止期間」とする。
 - ・ 中間テスト・期末テスト1週間前から終了日までの期間は部活動を休止する。
- ウ 学校閉庁日には部活動は行わない。
 - (ア) お盆前後の数日間
 - (イ) 12月29日～1月3日の6日間

③長期休業中について

- ア 長期休業中の週休日は、休養日とする。
- イ 長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。生徒が十分な休養をとることができるように努めるとともに、部活動以外にも他多様な活動を行うことができるよう配慮する。なお、長期休業中の週休日（土曜・日曜）に大会、練習試合等を計画する場合は、校長の許可を得る。

(3) 大会参加について

- ①各種大会参加については、生徒・職員の心身の健康・経費・必要性を十分に考慮し、無理のない計画を立てる。
- ②担当顧問は計画書（参加生徒・引率者・生徒の輸送方法・必要経費等）を校長に提出し決裁を受ける。その後、保護者へ連絡する。
- ③大会への参加については、壮行式を行い、大会報告も行う。（主要な大会について）

4 部活動運営について

(1) 体罰の根絶及び安全管理と事故防止

- ア 部活動での指導で体罰・暴言・ハラスメント等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
- イ 顧問は、活動場所や施設・用具などの安全管理とともに、部員の健康管理と事故防止、安全対策を徹底する。特に、夏季の熱中症対策を十分に行う。
- ウ 顧問は、科学的なトレーニング、演奏技術の上達法や合理的な指導方法等を積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法の工夫、効率化に努める。

(2) 保護者の理解と協力

- ア 校長は、浜田市立旭中学校部活動に係る活動方針や顧問が作成した年間活動計画を年度初めに保護者に配布するとともに学校ホームページにも公開し周知を図り、理解と協力を得る。
- イ 顧問は、年度初めに部活動保護者会を開催し、各部活動の活動方針や活動計画等について説明して理解と協力を得る。

5 その他

(1) 年間指導計画等について

- ア 顧問は、年間活動計画及び月活動計画を作成し、校長に提出すること。
- イ 活動計画には、活動日、休養日、活動時間および参加予定大会・発表会等を記載する。
- ウ 校長は、活動方針および上記アの活動計画等を保護者に周知し、ホームページへの掲載等により公表する。

(2)

- ア 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- イ 校長は、部活動が学校教育の一環として行われること、及びその意義や運営・指導のあり方について、外部指導者を含めたすべての職員が理解し、実践するよう努めるとともに、本校の部活動に係る活動方針に基づいた活動が行われるよう職員を指導する。
- ウ 校長は、生徒数や職員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、適正な数の部活動を設置するとともにこの方針を生徒や保護者に明確に示す。特に、今後の生徒数、職員数の動向を見据え、本校の部活動数は慎重に検討していくものとする。

エ

- (ア) 本活動方針に係る詳細な事項は、別に定める部活動規定による。
- (イ) 部活動規定は部活動主任が作成し、校長の承認を得る。

附則

平成31年3月18日	策定
平成31年4月1日	実施
令和2年4月1日	一部改正
令和4年4月1日	一部改正
令和5年4月1日	一部改正
令和6年4月1日	一部改正